

6. 3. 11
2853

一 單價切下げの場合には従業員一同の承認を経る事
一 世話役の歩を徹察する事
一 公場の場合日割一月の休養手当を支給する事
一 公傷手当は従前通り
一 夜業アフレシ場合は一人より五十分の半額支給する事
昭和六年八月七日
以上

全口労内但合同盟
日本運搬労内但合同南牛佐支部
大都山ニ倉庫従業員一同
全口但合同盟
日本運搬労内但合同南牛佐支部

大都山ニ倉庫運送店 殿

恭祝第三十五二番
昭和六年八月四日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官殿
各府県長官 殿 (公電各府)

發生八三 解決八四
採用労働者
協議参加者
関係労働組合
自衛隊労働組合

高谷タクシ一労働多岐発生ニ関スル件 (第一報)

要旨 七月二十日事業主側八営業不振を以初呈品、解雇交渉會談下り発表、各、従業員等、解雇交渉外交渉、要求書ヲ八月二日提出セル事、協議成立ス翌三日ヨリ罷業ニ入リ、高谷タクシニ於テ労働多岐発生、セルカ、状況左記ノ通り
一 発生場所 府下豊多摩郡中野所本御通り一ノ一カ